

事 務 連 絡
令和元年 5 月 16 日

保険薬局 各位

静岡県国民健康保険団体連合会

元号の変更に伴うレセプト等の請求の取扱いについて

日ごろ、本会の審査支払業務に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、元号の変更につきましては、平成 31 年 4 月 1 日に新元号を「令和」に改める政令が公布され、5 月 1 日に改元されました。
これに伴い、レセプト等の請求について、下記のとおり取扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

1 レセプトの請求に係る事項

(1) 紙レセプトによる請求

診療報酬請求書及び診療報酬明細書において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

なお、旧様式による旧元号の記載は、訂正印や手書きによる訂正等により、取り繕って使用していただくようご協力願います。

(2) 電子レセプトによる請求

記録条件仕様に年号区分コード「5：令和」が追加されたことから、新元号施行日以降の年号を記録する場合は、年号区分コード「5：令和」を使用するようお願いいたします。

なお、やむを得ず年号区分コード「4：平成」で記録された場合であっても、当分の間、「5：令和」として処理します。

おって、電子媒体の請求に併せて提出頂いている「光ディスク等送付書」において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

2 再審査等請求に係る事項

(1) 紙による再審査等請求

再審査等請求書において旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

※. お問い合わせ先
静岡県国民健康保険団体連合会
審査調整課 出口、遠藤、古屋
TEL 054 - 253 - 5541